

# 東京家庭裁判所司法行政事務処理規程

## 東京家庭裁判所司法行政事務処理規程

第一条 この規程は、東京家庭裁判所の司法行政事務を処理するための準則を定めたものである。

2 東京家庭裁判所の司法行政事務は、下級裁判所事務処理規則に定めるもののほか、この規程に従って処理しなければならない。

制	昭二四・七・一一
一部改正	昭二七・一二・二〇
昭三五・六・二五	
昭三八・六・二六	
昭四〇・六・二三	
昭四八・一二・二二	
昭五五・六・二七	
昭五五・九・一九	
平一〇・六・一九	
平二一・四・九	
平二二・二・九	
平二五・三・一九	
令元・六・二一	
令四・六・一七	

第二条 東京家庭裁判所に、裁判官会議のほか、本庁家事部会議、本庁少年部会議、立川支部会議及び常置委員会を置く。

第三条 本庁家事部会議は、所長及び本庁の家事事務を担当する裁判官（判事及び判事の権限を有する判事補をいう。以下同じ。）の全員で、本庁少年部会議は、所長及び本庁の少年事件を担当する裁判官の全員で、また、立川支部会議は、所長及び立川支部の家事事務又は少年事件を担当する裁判官の全員で、これを組織する。

第四条 常置委員会は、所長、所長代行者、立川支部長並びに本庁家事部会議を組織する裁判官のうちから選出された四人の常置委員及び本庁少年部会議を組織する裁判官のうちから選出された一人の常置委員で、これを組織する。

第五条 司法行政事務は、裁判官会議の議によるものとし、所長がこれを総括する。

2 本庁のみに関する事項は、裁判官会議の議に代えて、本庁家事部会議及び本庁少年部会議の合同の議により行うことができる。

3 専ら本庁の家事部、少年部又は立川支部に関する事項については、裁判官会議の議に代えて、それぞれ

本庁家事部会議、本庁少年部会議又は立川支部会議の議により行うことができる。

第六条 前条第二項又は第三項により処理した事項は、その後最初に開かれる裁判官会議に報告して、その承認を受けなければならない。

第七条 裁判官会議は、次に掲げる事項を除き、司法行政事務を所長に委任する。

一 規則又は規程の制定又は改廃

二 裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えがあるときの代理順序

三 開廷の日割

四 所長、支部長又は部の事務を総括する各裁判官に差し支えがあるときの司法行政事務の代理順序

五 裁判官分限法(昭和二十二年法律第二百二十七号)第六条の規定による申立て

六 家事調停委員の任命、解任、辞任の承認及び所属裁判所変更の上申

七 参与員となるべき者の選任及び取消し

2 所長は、前項により委任された事務のうち、別表に掲げる事項を処理するについては、あらかじめ、常置委員会に諮問しなければならない。ただし、緊急の事情のため、常置委員会を開くことができない場合

は、この限りでない。この場合には、その後最初に開かれる常置委員会に報告しなければならない。

3 所長は、第一項の規定により委任された事務のうち、常置委員会に諮問を要する事項を除いた立川支部に関する事項の全部又は一部を立川支部長に委任することができる。

第八条 定例裁判官会議は、毎年六月及び十二月に招集する。所長は、必要に応じ、裁判官会議又は各部会議を招集することができる。

2 裁判官会議又は各部会議を組織する裁判官の三分の一以上が、会議の目的及び招集の理由を明らかにして請求したときは、所長は、速やかに当該会議を招集しなければならない。

第九条 裁判官会議又は各部会議の議に付すべき事項は、あらかじめ、当該会議を組織する各裁判官に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第十条 所長が、裁判官会議又は各部会議に議案を提出するには、あらかじめ、常置委員会に諮問しなければならない。ただし、緊急の事情のため、常置委員会を開くことができなない場合は、この限りでない。

第十一条 会議は、公開しない。ただし、会議の許可を受けた者は、これを傍聴することができる。

2 裁判官会議及び各部会議において適当と認めるときは、当該会議を組織する裁判官以外の者の出席を求

めて、説明又は意見を聴くことができる。

3 判事補(判事の権限を有する者を除く。)は、裁判官会議又は担当事件の種別に応じた部会議に出席して、意見を述べることができる。

4 事務局長は、各会議に出席して、意見を述べることができる。ただし、当該会議において適当と認めるときは、その出席を拒み、又はこれを退席させることができる。

5 首席書記官及び首席家庭裁判所調査官は、所管事務に関し、各会議に出席して、意見を述べることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第十二条 所長は、各会議の議長となる。

2 立川支部長は、所長の欠けたとき、又は所長に差し支えがあるときは、立川支部会議の議長の職務を代行する。

第十三条 会議は、当該会議を組織する裁判官の半数以上が出席しなければ、議事を開き、決議をすることができない。

第十四条 会議の議事は、出席している裁判官の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

第十五条 会議の議事録は、所長が指名した者が作成する。

2 裁判官会議の議事録には、出席者の氏名、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及びこれを作成した者が、これに署名しなければならない。

第十六条 各部会議の事務処理に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、当該部会議がこれを定める。

第十七条 常置委員会は、第七条第二項及び第十条に定める権限を有するほか、司法行政事務の運営について、所長に対して意見を述べることができる。

第十八条 常置委員の任期、選出の方法及び常置委員会運営の方法は、別にこれを定める。

第十九条 東京家庭裁判所に、所長代行者二人を置く。

2 所長代行者は、所長を常時補佐し、所長の欠けたとき、又は所長に差し支えがあるときは、その職務を代行する。

第二十条 所長代行者は、本庁家事部会議及び本庁少年部会議において、それぞれ一人ずつを互選する。

- 2 所長代行者は、所属した本庁の家事部又は少年部から他に配置換えされたときには、直ちに退任する。
- 3 所長代行者は、正当な理由があるときは、その所属する各部会議の承認を得て、辞任することができる。
- 4 立川支部に勤務する裁判官は、その担当する事件が主として家事事件であるか、少年事件であるかの別に従い、第一項の選出に加わることができる。

第二十一条 部の事務を総括する裁判官は、それぞれの所属する部に配属された裁判官以外の職員を監督する。

- 2 部に属する他の裁判官は、必要に応じて、前項の監督を補助する。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和五十五年七月一日から施行する。

- 2 東京家庭裁判所司法行政事務処理規程第七条による所長への委任細則は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この規程は、昭和五十五年十月一日から施行する。

- 2 東京家庭裁判所補導委託委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成十年七月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十一年四月二十日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十二年十二月一日から適用する。

附 則

この規程は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

附 則

この規程は、令和四年七月一日から施行する。



別表（第七条第二項関係）

常置委員会に諮問することを要する事項

- 一 最高裁判所又は東京高等裁判所が任免権を有する職員の身分に関する意見具申に関する事項
- 二 裁判所法第八十条第四号の監督に関する事項
- 三 裁判所支部等の設置、昇格、移転、廃止及び管轄区域の変更等に関する意見具申に関する事項
- 四 裁判官分限法（昭和二十二年法律第二百二十七号）第八条の規定による抗告及び裁判官以外の職員に対する分限、懲戒、保障に関する事項
- 五 家庭裁判所委員会委員の選任、解任及び退任に関する事項
- 六 少年の補導を委託すべき施設、団体又は個人の登録、登録の取消し及び登録の有効期間の更新に関する

事項